

文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中

件名:小学校学習指導要領案について

氏名:NPO 法人 動物実験の廃止を求める会 (JAVA)

職業:団体

住所:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404

電話番号:03-5456-9311

意見:

「第4節 理科」の「生命・地球」において、「生体解剖をはじめとした動物の命を犠牲にしたり、苦しめたりする実験は行わないようにすること」「動物の死体を解剖するなど、命あったものの尊厳を踏みにじる実験は避けること」を明記してください。

動物愛護意識が徐々に向上し、また教育現場で命の大切さを教えることの重要性が言われて久しいですが、未だに児童に動物の解剖実習をさせている小学校が存在します。

新しい学習指導要領案は、現行のものと比べて観察・実験を重視する内容になっており、これによって、解剖などの実験を実施する小学校が増えることが懸念されます。

動物の解剖については、その命を犠牲にするだけでなく、下記のような子どもたちにとってのデメリットや様々な問題があり、速やかに廃止すべきと考えます。

- 解剖体験で、多くの児童が傷つき、苦しんでいます
(当会には子どもたちからたくさんの悲痛な訴えが届いています)
- 解剖体験は、児童の生命倫理観を低下させるなど悪影響を及ぼします
- 動物を犠牲にしない代替法があります
- 多くの国では、初等中等教育での生体解剖を禁止しています

新しい学習指導要領案の「第4節 理科」には、現行の学習指導要領にも記されていた[第3学年][第4学年]の「生物を愛護する態度を養う」や[第5学年][第6学年]の「生命を尊重する態度を養う」の記述が引き継がれていること、さらに「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(3)に、「生命を尊重し」が追加されたことを歓迎しております。これらや、道徳の内容[生命の尊さ][自然愛護]に相反する解剖などの実験が行われてはなりません。

よって、そのようなことにならないよう、各学年の「3内容の取扱い」、もしくは、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の中に、「生体解剖をはじめとした動物の命を犠牲にしたり、苦しめたりする実験は行わないようにすること」「動物の死体を解剖するなど、命あったものの尊厳を踏みにじる実験は避けること」と明記して下さるようお願いいたします。

なお、パブリックコメントの募集が行われない「解説」については、現行の「解説」に記されている、動物の解剖を学習方法の一つとする記述を削除してください。そして、「動物の解剖、その他動物を用いた実験(ともに死体を含む)は、望ましくない」との一文を加えて下さるようお願いいたします。

以上